

スポーツ・コンベンションセンターの概要

1 本施設の概要

本施設は、基本構想に基づき、スポーツ振興の拠点機能を有し、県民にとって屋内競技の中核をなし、子どもや青少年だけでなく、高齢者も、あらゆる世代の、また、障がい者や県内各地の県民がスポーツに親しむとともに、アスリートにとって、ここから全国・世界に羽ばたいていくシンボリックな施設として整備するものである。

加えて、多目的利用による交流拠点機能を有し、コンサート・イベント等を通じて、県内外からの来訪者で賑わい、感動を与える施設として、さらに、施設利用者だけでなく県民や観光客が気軽に立ち寄れる開かれた施設として、中心市街地との回遊性を高め、大きな経済波及効果をもたらす施設として、永年にわたり県民に親しまれ、誇りとなる施設として整備するものである。

また、県民の健康増進とスポーツの振興等に加え、インバウンドを含めた観光振興や賑わいの創出、中心市街地の活性化、自然災害が頻発する中での災害対応機能の分散・強化、障がい者や高齢者も安全で利用しやすいユニバーサルデザインの実現、カーボンニュートラルに向けたゼブレディの導入、桜島の景観を望む本港区エリアにふさわしいデザインを備えた鹿児島のシンボリック施設といった、新たな価値も備えた施設として、整備するものである。

2 基本構想

県のホームページを御参照ください。

〔県HP〕

[鹿児島県／スポーツ・コンベンションセンター基本構想の策定について（令和4年3月31日）](https://pref.kagoshima.jp/) (pref.kagoshima.jp)

3 整備運営手法

従来型手法（公設民営（指定管理者制度）方式）

4 要求水準書の内容

参考として、P F I 方式での実施を想定し作成した要求水準書の内容のうち、施設整備に関する内容は以下のとおりです。

なお、以下に記載のある別紙や参考資料等は、県のホームページから取得してください。
〔県HP〕

[鹿児島県／スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業に係る入札公告について
\(pref.kagoshima.jp\)](http://pref.kagoshima.jp)

第2 施設整備に関する要求水準

1 総則

(1) 施設整備方針

施設整備に当たっては、基本構想に基づくとともに、「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」及び「鹿児島港本港区景観ガイドライン」を踏まえること。

(2) 施設整備に係る基本要件

ア 本施設の概要

- ・ スポーツ・コンベンションセンター
メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場及び附属施設である。
- ・ 外構
多目的広場、本施設用地内駐車場・駐輪場及び附属施設である。

※ 基本構想において住吉町 15 番街区に整備することとした駐車場については、本事業には含めない。

イ 事業用地の概要

本事業の事業用地の概要は、次のとおりである。なお、詳細については、「別紙2 事業区域図」、「別紙3 敷地測量図」を参照すること。

事業用地	鹿児島市本港新町 4-16, 5-4, 泉町 19-25, 19-26, 住吉町 14-2, 16-23, 16-25
敷地面積	約 30,000 m ²
港湾計画上の土地利用区分	交流厚生用地
臨港地区の分区	無分区
地域地区	準工業地域（第一種特定建築物制限地区）
建ぺい率	60%
容積率	200%
鹿児島市景観条例に基づく高さ制限	45～60m程度
その他	鹿児島市駐車場整備地区
土地の所有者	鹿児島県

ウ インフラ整備状況

各種インフラの整備については、選定事業者は提案する施設内容にあわせて各インフラ業者と協議を行い、選定事業者の負担で接続等工事を行うこと。各種インフラの整備状況については「別紙４ インフラ整備状況」を併せて参照すること。

エ 地盤状況

本施設用地の地盤状況概要を「別紙５ 地盤調査報告書」に示すが、当該資料の内容については、選定事業者の責任において解釈し、利用すること。

なお、設計業務の実施に当たり、選定事業者が自ら調査を行うこと。

オ 埋蔵文化財

本施設用地は埋蔵文化財包蔵地範囲外である。ただし、工事中に埋蔵文化財と思われるものを発見したときは、現状を変更することなく速やかに県に報告するとともに、その取扱いについて協議を行うこと。

カ 事業用地の土壌調査

本施設用地については、土壌汚染のおそれはないと想定している。

キ その他

本施設用地の地中には既存の護岸が埋設されている。詳細は、「別紙６ 地中埋設物リスト」を参照すること。

(3) 施設整備の概要

ア 建物規模

スポーツ・コンベンションセンターの延床面積は30,000㎡程度とする。

イ 施設構成

本施設の基本的な施設構成については、次のとおりとする。

※「別紙７ アリーナレイアウト仕様」を参照すること。

区分	概要
メインアリーナ	フロアサイズ 3,726 ㎡以上 観客席 8,000 席以上
サブアリーナ	フロアサイズ 1,564 ㎡以上 観客席：500 席程度
武道場	フロアサイズ 841 ㎡以上 観客席：400 席程度
弓道場	近的 12 人立：875 ㎡程度、遠的 6 人立：852 ㎡程度 観客席：近的・遠的双方に 150 席程度
その他諸室	器具庫、更衣室、会議室、VIP 室、事務室、放送記録室、医務室、サービス、その他（トレーニング室、多目的室等）等
共用部を含む上記面積の合計：30,000 ㎡程度	

多目的広場	・気軽に運動やスポーツに親しむことができ、多様なイベントへの対応もできる多目的広場。 ・イベント開催時は臨時駐車場としても利用。 ・面積：9,000 m²以上
本施設用地内 駐車場・駐輪場	・自動車駐車場 100 台程度（事業者(従業者)用駐車場を含む） ・駐輪場及び自動二輪車駐車場:300 台程度 ・車いす使用者用駐車場は、「鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の目標となる基準に定められた台数以上を設けること。

ウ 階数・高さ

建物の階数・高さについては、事業者提案によるが、基本構想で想定している高さ（30m）以下で計画するとともに、周辺環境への圧迫感の低減に配慮すること。

2 施設計画に関する要求水準

(1) 計画全般

ア 社会性に関する基本的要件

(ア) 地域性

- ・ 本施設においては、桜島や錦江湾、ウォーターフロントパークの景観と調和し、開放的で県民の憩いの場となるよう計画すること。
- ・ 本港区エリアの立地を活かし、施設利用者のみならず、県民や観光客が気軽に立ち寄り、回遊できるよう開かれた施設として計画すること。
- ・ 多目的広場は、ウォーターフロントパークと一体的な景観となり、連携した活用が可能となるよう施設の配置に配慮すること。
- ・ 本施設用地である本港区エリアは、物販・飲食機能を持つ中心市街地と近接しているため、地域全体が発展するよう、本施設は、中心市街地との回遊性に配慮した動線計画とすること。
- ・ スポーツ・コンベンションセンターの主な出入口については、中心市街地から、多目的広場、ウォーターフロントパークへとつながる回遊動線からのアクセスに配慮するとともに、各方面からの顔となり、視認性に優れた計画とすること。
- ・ 県内企業の参画を積極的に図るなど、県内経済の活性化に資すること。
- ・ 県産材を活用した木質化や鹿児島港本港区の石蔵で使用されたような石材の活用など、地域資源を積極的に活用し、鹿児島らしさを感じられる施設とすること。
- ・ 県が保管する2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に提供したかごしま材（CLT部材等）約80m²（9cm厚、約9m²）を効果的に活用すること。詳細は「別紙8 提供木材リスト」を参照すること。
- ・ 騒音や光害への対策に配慮すること。また、省エネルギー性に優れた設備の導入や緑化の推進、舗装材の工夫などヒートアイランド現象への対策などにも配慮すること。
- ・ 本港区エリアの立地を活かし、施設のデザインや利用者等の動線に十分

配慮した施設整備が行われることにより、同エリアの魅力が更に高まるような提案を期待する。

(イ) 景観

・ 遠景

「鹿児島市景観条例」に基づく「鹿児島市景観計画」において、城山展望台からの桜島の眺望を確保するため、建物の高さ制限が設けられていることから、これを遵守した上で、本施設の高さについては、極力抑えること。

・ 中景

市街地からの桜島の眺望について、朝日通りや、みなと大通り、マイアミ通り、パース通りなどからの眺望に留意すること。また、海から見た市街地などの景観にも留意すること。

多目的広場については、ウォーターフロントパークとの一体的な景観に留意すること。

・ 近景

桜島や錦江湾をはじめ、ウォーターフロントパーク、周辺の街並みとの調和を図り、外部空間全体の活用・建物の形状や単調な壁とならないような工夫など、通行する車両や人に対して圧迫感を与えない計画とすること。

・ 夜間景観

夜間についても、本施設の魅力を引き出すような工夫を行うこと。

・ 新たな眺望

スポーツ・コンベンションセンターには、展望デッキ・スペースを設置するなど、来場者が桜島や錦江湾の眺望を楽しめる新たな空間を創出すること。

イ 環境保全性に関する基本的要件

(7) 環境負荷低減性

- ・ 「鹿児島県庁環境保全率先実行計画」を踏まえ、スポーツ・コンベンションセンターはZEB Ready相当とすること。また、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の認証を取得すること。
- ・ 様々な再生可能エネルギーの活用や省エネルギー性に優れた設備の導入等により、環境面にも配慮しながら、ライフサイクルコストの低減に資するようにすること。

(イ) 長寿命

- ・ 建物の寿命を長期（70年）に設定し、事業期間が終了した後も、本施設を引き続き使用することに配慮すること。
- ・ 「鹿児島県公共施設等総合管理計画」に基づいた長期保全計画を策定し、その計画で想定する大規模修繕等を考慮した予防保全を行うこと。

(ウ) 適正使用・適正処理

- ・ 建設副産物の発生を抑制するとともに、発生した建設副産物の再資源化に努めること。
- ・ オゾン層破壊物質や温室効果ガスの使用抑制、漏洩防止等に努めること。

(エ) エコマテリアル

- ・ シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。
- ・ 再生資源を活用した建築資材や再生利用・再利用が可能な建築資材、解体容易な材料の採用等、資源循環の促進を図ること。
- ・ 木材、間伐材の積極的な活用に努めること。

(オ) 周辺環境保全性

- ・ 本施設用地の景観と調和した緑化に努めること。
- ・ 緑化の形式や場所については、本施設が県民の憩いの場となるよう計画すること。
- ・ 施設建設や建物・設備等にもなう騒音・振動、風害及び光害の抑制など、周辺環境及び生態系へ及ぼす負の影響を低減させること。

ウ 防災性に関する基本的要件

スポーツ・コンベンションセンターについては、災害発生時における対応施設としての活用も考えられることから、想定される災害に十分対応できる施設とすること。

(ア) 地震対策

大空間で大人数を収容する施設として、十分な耐震性を確保し、利用者の安全を確保すること。また、非構造部材や備品等についても、落下や転倒防止への適切な対策を講じること。

(イ) 火災対策

燃えにくく有毒ガスを発生しない内装材を使用するとともに、諸室の用途に適した防災・防火設備を設置すること。

(ウ) 風対策

風害による施設本体及び周辺への影響を最小限にすること。

(エ) 雪対策

雪害による施設本体及び周辺への影響を最小限にすること。

(オ) 落雷対策

建物及び部材の強度を適切に確保し、電子・通信機器、電力・通信線にも、落雷の影響がないよう防護すること。

(カ) 浸水・冠水対策

県水害リスクマップにおいては、事業用地のうち、本施設用地については0.5m未満の洪水浸水区域に含まれていることから、浸水・冠水対策については、十分に配慮すること。

(キ) 降灰対策

降灰による屋根面のドレーンや樋、外構部の雨水排水などメンテナンスしやすい計画とすること。

(ク) 塩害対策

受変電設備や空調機など重要設備器機は、室内設置とすること。室外に設置する機器については重耐塩仕様とすること。建築仕上げ材についても、十分な塩害対策を施すこと。

(ケ) 緊急時対策

- ・ 建物内外について、災害時の避難動線を確保し、利用者の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄り付きにも配慮すること。
- ・ 選手及び観客等利用者のけが・急病人搬送動線にも配慮すること。

エ 防犯・安全性に関する基本的要件

(ア) 防犯性

- ・ 利用者や建物・設備等を保護するために、防犯設備を設定し、外部からの人や物の侵入を制御できるようにすること。
- ・ ロッカー等、施設利用者の貴重品・所持品保管場所の盗難防止対策を十分に行うこと。同時に施設利用者のプライバシーへも配慮を行うこと。
- ・ 防犯カメラの設置に当たっては、「鹿児島県防犯カメラの設置及び運用に関する指針」を踏まえること。

(イ) 利用者に対する安全性

- ・ 全ての利用者が安全に施設を利用できるように、十分な安全性能を確保すること。
- ・ 観客席の落下防止の手摺等は、競技等が見やすくかつ安全に配慮して計画すること。
- ・ アリーナの施設特性に鑑み、床の弾力性や体の触れる部分の表面粗度や端部処理等の安全性について特に配慮すること。
- ・ 滑りやすい部分は、ノンスリップ性能の向上等により転倒防止について十分配慮すること。
- ・ 高い所からの落下防止に十分配慮すること。
- ・ 屋外の通路等において、歩行者等及び自動車の通行に当たっての安全の確保を図ること。

オ 機能性に関する基本的要件

(ア) 利便性

- ・ 徒歩、自転車、自動車等での来訪を考慮し、利用者の利便性に配慮するとともに、歩車分離について十分配慮した計画とすること。
- ・ 本施設にスムーズに出入りできるよう、選手送迎バス等の停車位置に配慮すること。
- ・ 各種大会やイベント等の開催時の備品・機材等の搬入路を確保すること。
- ・ 降雨時でもアプローチしやすくするとともに、利用者の滞留にも配慮した計画とすること。
- ・ 一般利用及び各種大会の開催等の様々な利用に対応した機能的な動線計画とし、一般利用者、大会参加選手、大会関係者、観客等の動線を明確に区分した運営が容易な施設とすること。
- ・ 諸室の配置については、一般利用及び各種大会利用に配慮した機能的な配置・構成とすること。
- ・ 土足エリアと土足禁止エリアを適切に区分することにより、利用しやすく、維持管理・運営が容易な施設とすること。
- ・ 観客の立場から、フロアが見やすい観客席の整備や、最先端の情報ネットワーク環境・映像・音響の導入、イベント時の滞留空間だけでなく飲食等にも対応できるエントランス・ホワイエ等を整備すること。また、ホスピタリティの観点から飲食にも対応したVIP室・VIPラウンジを整備すること。
- ・ 競技者の立場から、各競技の実施に適した照明・空調の整備や、更衣室の質の確保、円滑な大会運営に資する関係者動線等を計画すること。
- ・ 大会運営者の立場から、搬入搬出時の出入口・搬入スペースの確保やトラックでの直接搬入に対応するとともに、電源設備等の充実、メディアやVIP対応等の関係者諸室を計画すること。

(イ) ユニバーサルデザイン・インクルーシブデザイン

- ・ 誰もが不自由なく安全に利用できるユニバーサルデザインに基づく計画とすること。
- ・ 高齢者や子ども、障がい者、性的マイノリティなどを含む利用者全員が心地よくかつ同様に本施設を利用できるよう、インクルーシブデザインの考え方に基づく計画とすること。
- ・ 計画に当たっては、「鹿児島県福祉のまちづくり条例」を遵守すること。
- ・ 授乳やオムツ替えのスペース、幼児用トイレ等を設けるなど乳幼児の利用に配慮すること。
- ・ 観客席等については、「高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に基づき、車いす対応の観客席や、アプローチが容易な動線計画等の配慮に努めること。
- ・ 視認性に優れたサインを適切に配置し、利用しやすい施設とすること。
- ・ サイン計画については、事業者決定後、県と詳細協議を行うこと。

(ウ) 音環境

- ・ 遮音，吸音に配慮した室内音環境とすること。
- ・ アナウンスの明瞭度を確保するように努めること。
- ・ スポーツ大会やイベント等を開催する際に，準備・撤去時や入退場時（車両，人），イベント時など，それぞれの場面における周辺環境に与える騒音等の抑制に努めること。

(エ) 光環境

- ・ 競技時のグレアについて対策を講じること。
- ・ 積極的に自然光を利用し，省エネルギーに努めるとともに，開放感のある計画とすること。ただし，西日対策には配慮すること。
- ・ 公式競技利用等の際には，自然光の制御が適切に行えること。
- ・ メインアリーナ，サブアリーナとも公式競技に準拠した照明基準・規格で計画されていること。
- ・ 様々な競技レベルに応じて，フロアの照度を調整できる設計とすること。

(オ) 熱環境

- ・ 気温・気候等の屋外条件の変化や，利用人数・使用時間・競技内容等の使用形態の違いに対応できる空調システムとすること。
- ・ 照明等の設備機器は，発生する熱負荷が低減されるものを採用すること。また，機器等の使用により局所的に発生する熱負荷は，局所空調・換気により，できる限り発生源の近傍で処理することで，周囲に与える影響を軽減すること。
- ・ 室温の調整及び断熱性の確保等により，室内に発生する表面結露及び内部結露を抑制すること。

(カ) 空気環境

- ・ 利用者の快適な利用やシックハウス対策のために必要な換気量を確保するとともに，空気清浄度を満たす換気システムとすること。なお，自然換気との併用については，環境負荷に配慮した上で選定事業者の提案によるものとする。
- ・ 空調及び換気設備により発生する気流が，室内での競技等に影響を与えないこと。
- ・ 空調及び換気設備によるガラリ等の音鳴りに配慮すること。

(キ) 衛生環境

- ・ 給水・給湯設備，排水設備，空調設備，衛生器具設備等について，諸室に必要な環境に応じた適切な計画とすること。
- ・ 開口部への網戸設置や壁面・天井等の隙間対策，光のコントロール等の検討により，室内への虫の侵入防止に十分配慮すること。

(ク) 振動

連続振動や衝撃振動、床衝撃音等による心理的不安や生理的不快感等を与えないように配慮すること。

(ケ) 情報化対応性

- ・ 電源設備は、通信・情報システムに影響を及ぼすことなく、確実に機能するために、保守性及び安全性が確保されたものとする。
- ・ 通信・情報システムの将来の更新に対応できるようにすること。
- ・ ICT・IoTなどの先進的な技術について、将来的な革新も見据え、サービスの向上やコスト削減などの観点から、積極的な導入に努めること。

カ 経済・保全性に関する基本的要件

(ア) 耐久性

- ・ 長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。
- ・ 一般の利用者が利用するスペースで使用する器具類等については、耐久性の高い製品を採用するとともに、十分な破損防止対策を行った上で、交換が容易な仕様とすること。
- ・ 漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上材の剥離・膨れ、乾湿繰り返しによる不具合、結露等に伴う仕上材の損傷等が生じにくい計画とするとともに、修理が容易な計画とすること。

(イ) フレキシビリティ

様々な用途に対応できる工夫を凝らすとともに、県民ニーズの変化に素早く対応可能な、フレキシビリティの高い計画とすること。

(ウ) 保守の作業性

- ・ 清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート、設備配管スペース等の確保に配慮した計画とすること。
- ・ 内外装や設備機器については、清掃、点検・保守及び交換等が容易で効率的に行えるように配慮した計画とすること。
- ・ 事業期間中のみならず、事業期間終了後の大規模修繕等の作業性にも配慮した計画とすること。
- ・ 設備機器等は、各機器の寿命バランス・互換性の整合が図られ、更新作業の効率性に留意したものとする。

(2) 建築計画

ア 全体計画

上記「(1) 計画全般」を踏まえた全体計画とすること。

イ 車両出入口

- ・ 出入口の計画が可能な具体的な範囲については「別紙2 事業区域図」を参照すること。なお、事業者決定後、県や関係機関と詳細協議を行うこと。

- ・ 本施設への出入口の位置及び数は選定事業者の提案とするが、駐車場や多目的広場等の位置関係、動線に十分配慮した計画とすること。
- ・ 利用者の一般車両と資機材搬入等の業務用車両との動線交差に配慮した計画とすること。
- ・ 事業用地は、港湾施設等に近接していることから、港湾の人流、物流、利用者の車両への影響が最小限となる計画とすること。

ウ 意匠計画

- ・ スポーツ振興の拠点施設及び多目的利用による交流拠点施設にふさわしく、永年にわたり県民に親しまれ、誇りとなるものとする。
- ・ 「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」及び「鹿児島港本港区景観ガイドライン」を踏まえた計画とすること。
- ・ 桜島や錦江湾をはじめ、ウォーターフロントパーク、周辺の街並みとの調和を図り、外部空間全体の活用・建物の形状や単調な壁とならないような工夫など、各通りや錦江湾からの建物の見え方にも配慮するとともに、通行する車両や人に対して圧迫感を与えない計画とすること。
- ・ スポーツ・コンベンションセンターを四方から見た場合の見え方にも配慮した計画とすること。
- ・ スポーツ・コンベンションセンターには、展望デッキ・スペースを設置するなど、来場者が桜島や錦江湾の眺望を楽しめる新たな空間を創出すること。
- ・ 本施設周辺の通りなどからも県民、観光客が桜島や錦江湾等の眺望を楽しめる工夫を行うこと。
- ・ 県が設置した「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」が令和5年2月から4月に行った「鹿児島港本港区エリアの利活用のアイディアに関する意見募集」の結果も参考とすること。（例：低層な施設、桜島などの景観と調和のとれたデザイン、外装・内装のテーマを設定、壁に見えないように配慮、周囲に樹木を植栽 等）

※ 鹿児島港本港区エリアの利活用のアイディアに関する意見募集の結果

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah15/rikatuyouideabosyuu.html>

- ・ 形態、外部仕上等については、メンテナンスを考慮した計画とすること。

エ 諸室の配置等計画

- ・ スポーツ・コンベンションセンターに求められる多様な機能をバランスよく配置するとともに周辺の街並みとの調和に配慮すること。
- ・ スポーツ・コンベンションセンターの主な出入口については、中心市街地から、多目的広場、ウォーターフロントパークへとつながる回遊動線からのアクセスに配慮するとともに、各方面からの顔となり、視認性に優れた計画とすること。
- ・ 多目的広場が、ウォーターフロントパークと一体的な景観となり、連携した活用が可能となるよう施設の配置に配慮すること。
- ・ アプローチやエントランス、展望スペースなどの共用エリアを活用した交流スペースを設け、独立採算により運営を行うカフェなどの自由提案施設の

提案を可能とする。

- ・ エントランスや展望スペース等の幅広い来場者が想定される共用エリアについては、来場者が親しみを持ち、快適に感じられる規模の空間を確保すること。
- ・ 各諸室における必要機能をフレキシブルに運用（可動間仕切りの設置等によるフレキシブルな多目的室の設置等）できるように、効率的・機能的な配置を計画すること。
- ・ イベント開催時における選手・観客・VIP等の動線や資機材等の搬入・搬出に配慮した機能的な配置を計画すること。
- ・ アリーナの各競技レイアウトの詳細(固定金具の位置やコートラインの色等)については、「参考 Bリーグクラブライセンス交付規則」，「参考 Bリーグホームアリーナ検査要項」，「参考 Vリーグクラブライセンス交付規則」及び「参考 SVリーグ/Vリーグホームアリーナ検査要項」を踏まえて、事業者決定後速やかに県及び関係団体と協議すること。
- ・ スポーツ・コンベンションセンターの諸室計画は次の「オ」から「ク」のとおりとする。

なお、詳細については、「別紙9 必要諸室及び仕様」を参照すること。

オ アリーナ

- ・ メインアリーナ及びサブアリーナを計画し、利用者の多様なニーズに応じた運営を可能にすること。
- ・ 各種公式競技や様々なイベントの開催を可能とすること。
- ・ メインアリーナのみを利用するスポーツ大会やイベント開催時等においても、サブアリーナで県民の一般利用やメインアリーナと別のスポーツ大会・イベント等の開催を可能とすること。
- ・ メインアリーナとサブアリーナを同時に利用することにより、1日で多数の試合を行う必要がある全国大会等の大規模スポーツ大会や中学・高校・県民レベルの各種スポーツ大会、コンサートなどの大規模イベント等の開催を可能とすること。

(ア) メインアリーナ

- ・ 面積は、バスケットボールコートが4面、バレーボールコートが4面設置でき、ハンドボールコートやフットサルコートが3面設置できる3,726㎡以上とすること。
- ・ 観客席は8,000席以上とすること。車いす使用者用の観客席は、「鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の目標となる基準に定められた席数以上を設けること。
- ・ 器具庫，更衣室，会議室，VIP室，放送記録室等の諸室を設置すること。
- ・ 器具庫は、メインアリーナに直接器具を出し入れできる配置とすること。
- ・ スポーツ利用に加え、電気音響を用いたイベントやコンサートの開催等を可能とするため、室外、屋外に対しての遮音性等に配慮すること。

また、M I C E開催時には、開会式会場や展示会場等として利用できるように配慮すること。

(イ) サブアリーナ

- ・ 面積は、バスケットボールコートが2面、バレーボールコートが2面、ハンドボールコートやフットサルコートが1面設置できる1,564㎡以上とすること。
- ・ 観客席は500席程度とすること。車いす使用者用の観客席は、「鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の目標となる基準に定められた席数以上を設けること。
- ・ 器具庫、更衣室等の諸室を設置すること。なお、器具庫は、サブアリーナに直接器具の出し入れが可能であれば、メインアリーナの器具庫と兼ねることも可とする。
- ・ 選手のスムーズな移動や機材の搬入等を考慮し、メインアリーナと同一フロアとすること。
- ・ スポーツ利用に加え、メインアリーナを主会場とするイベントやコンサートの開催時におけるサブ会場、グッズ販売会場、M I C Eの開催時には、講演やシンポジウム等の会場として利用できるよう配慮すること。

カ 武道場

- ・ 柔道が4面、剣道が4面設置できる841㎡以上とすること。
- ・ 観客席は400席程度とすること。車いす使用者用の観客席は、「鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の目標となる基準に定められた席数以上を設けること。
- ・ 器具庫、更衣室等の諸室を設置すること。なお、器具庫は、武道場に直接器具の出し入れが可能であれば、メインアリーナやサブアリーナの器具庫と兼ねることも可とする。
- ・ 可動間仕切りにより2部屋に分割できるようにし、1部屋は柔道の公式試合場が2面、1部屋は剣道の公式試合場が2面設置できること。
- ・ スポーツ利用に加え、メインアリーナやサブアリーナを主会場とするイベント等の開催時における控室、M I C Eの開催時には、ワークショップ、パネルディスカッション等の会場として利用できるよう配慮すること。

キ 弓道場

- ・ 近的射場12人立ちの875㎡程度、遠的射場6人立ちの852㎡程度とすること。
- ・ 近的射場、遠的射場双方に150席程度の観客席を設けること。車いす使用者用の観客席は、「鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の目標となる基準に定められた席数以上を設けること。
- ・ 器具庫、更衣室等の諸室を設置すること。なお、器具庫は、弓道場に直接器具の出し入れが可能であれば、メインアリーナやサブアリーナ、武道場の器具庫と兼ねることも可とする。

- ・ 誤射対策を十分に行うこと。

ク その他諸室

会議室，事務室，放送記録室，医務室，サービス（売店），トレーニング室，多目的室等を設置すること。

(3) 構造計画

ア 耐震安全性

- ・ 構造設計に当たっては，建築基準法のほか，「官庁施設の基本的性能基準及び同技術基準」，「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき，次の耐震安全性を確保すること。
 - a: 構造体安全性の分類：Ⅱ類
 - b: 建築非構造部材耐震安全性能の分類：A類
 - c: 建築設備の耐震クラス：乙類
- ・ 耐震安全性を確保するため，自重，積載荷重，地震荷重，風荷重，積雪荷重，その他の荷重に対して，構造耐力上，十分に安全な計画とすること。
- ・ 大規模空間の天井の崩落対策については，「天井脱落に係る一連の技術基準告示」に基づき適切な対応をとること。また，大規模空間の照明器具等高所に設置される物についても落下防止策を講じること。
- ・ 什器・備品の設置においても耐震性を考慮し，床及び壁固定の必要性を十分に検討の上で安全性を確保すること。

イ 耐久性能

- ・ 本書に記載のない事項は，「日本建築学会諸基準」を参考にすること。なお，適用基準に示す性能等を満たすことを条件に，適用基準以外の仕様・方法等を選定することを認めるものとする。
- ・ 「建築工事標準仕様書／同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）」に定める標準を採用する。これに基づき，コンクリートの耐久設計基準強度は24N/mm²以上とすること。

ウ 基礎構造

建物や工作物が液状化による不同沈下等を起こさない基礎構造及び工法を採用すること。

(4) 設備計画

設備計画は選定事業者の提案によるものとする。ただし，次に特記するものについては，積極的な対応を図ること。

- ・ 省エネルギー，省資源への対応
- ・ 将来における修繕・更新に対応した仕様・工法の採用
- ・ 設備は部分的な稼働や課金に対応できるよう，エリア別，時間帯別の制御，運用ができる計画
- ・ 屋外に設置する設備機器について，周囲からの見え方への配慮

ア 電気設備

(7) 全般的事項

- ・ 受変電設備，自家用発電設備及び静止型電源設備等の主要機器は，屋内設置とすること。
- ・ トイレ・湯沸室等の水を使用する室の下階には，原則として電気室・発電機室等の室を計画しないこと。
- ・ 更新性，メンテナンス性を考慮した計画とすること。
- ・ 環境に配慮し，エコマテリアル電線の採用等を積極的に行うこと。
- ・ 高効率変圧器及び調光システムの採用など，省エネルギー手法を積極的に採用すること。
- ・ 維持管理・運營業務での使用量が分かる電力量計を必要箇所に設置すること。
- ・ 各種イベントや興行時に必要な電気備品・機材等の利用に備えた電源設備を設けること。
- ・ 電話，テレビ，LAN等の各種設備は，部屋の大きさや使い勝手から必要な数量を見込むこと。

(4) 設備項目ごとの事項

a 電灯設備

- ・ 各室，共用部等に設ける照明器具，コンセント等は，利用者に配慮し十分な配置計画とすること。
- ・ 非常照明，誘導灯（バッテリー内蔵型）は，関係法令等に基づき点検が容易にできる機器を設置すること。
- ・ 高効率型器具，省エネルギー型器具（LED照明等）の採用を原則とすること。
- ・ 器具は，容易に保守管理及び交換ができるものとする。
- ・ 外灯は，自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・ 各室の照明は，事務室においても管理できるようにすること。また，各アリーナに設置する照明操作盤は，利用者が自由に操作できない設定を可能とすること。
- ・ アリーナの照明は，各種競技が開催できるよう 1,500 ルクス以上の照度を維持すること。また，競技に影響がないよう眩しさに配慮し，用途に応じて光量を調整できるようにすること。
- ・ コンセント，イベント用分電盤は，諸室の用途に適した形式・容量を確保し，それぞれの適切な位置に配置すること。
- ・ 諸室の照度は「JIS照度基準」を原則とし，用途と適性を考慮して設定すること。

b 動力設備

- ・ ボイラー・空調機・ポンプ類等の動力機器の制御盤を製作するとともに，配管配線，幹線配管配線等を行うこと。
- ・ 動力制御盤は，原則として機械室内に設置すること。

c 受変電設備

- ・ 受電方式は本施設専用とし、業務用電力とすること。
- ・ 受変電装置は、屋内閉鎖型とすること。
- ・ 負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- ・ 消防法、「鹿児島市火災予防条例」及び所轄消防の指導等に従って設置すること。
- ・ 映像・音響、情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮すること。
- ・ 力率改善コンデンサは低圧側に設置すること。
- ・ 高調波対策を行うこと。
- ・ 高効率変圧器を採用すること。
- ・ 増設・更新スペースを適宜確保すること。

d 静止形電源設備

- ・ 非常照明・受変電設備の制御用電源として直流電源装置を設けること。
- ・ 中央監視盤、コンピュータ等の停電時保障用に無停電電源装置を設けること。
- ・ 蓄電池は長寿命型とすること。

e 自家用発電設備

関係法令等に基づき、予備電源装置として設けるとともに、スポーツ・コンベンションセンター内の必要負荷への停電送電用として設置すること。

f 雷保護設備

建築基準法及び関係法令等に基づき、外部雷保護設備、内部雷保護設備を設置すること。

g 構内交換設備

- ・ ダイヤルイン方式とし、必要に応じた回線数とすること。
- ・ 必要各室に内線電話を設置すること。
- ・ 公衆電話を設置すること。

h 構内情報通信網設備

- ・ LAN配管が必要な場所においては、幹線敷設用ケーブルラックを敷設するとともに、ケーブル、ハブ等のLAN機器・配線の設備一式を整備すること。
- ・ Wi-Fi環境を館内全域に設置すること。

i 時刻表示設備

親時計を事務室に設置し、施設内要所に子時計を設置すること。

j 拡声設備

- ・ 消防法に定める非常放送設備を設置すること。

- ・ 非常放送設備機能以外に、BGMとチャイム設備を備えること。
- ・ 事務室から館内放送ができる設備とすること。
- ・ 各アリーナの拡声及び放送設備については分割利用した際の放送区分や音声の干渉防止等に配慮して計画すること。

k 誘導支援設備

エレベーター，多機能トイレ等には押しボタンを設け，異常があった場合に，表示窓の点灯と警報音等により中央監視室及び事務室に知らせる設備を設置すること。

l テレビ共同受信設備

事務室，会議室等には事業用地内にて受信可能な商業放送及び映像表示設備と連携した館内共聴設備を整備すること。

m 防犯管理設備

- ・ 非常通報装置，連絡用インターホン，監視カメラ，防犯センサー，電気錠，入退室管理システム等の装置を設置し，施設内の防犯管理設備を計画すること。
- ・ 出入口，エントランス，アリーナ，外構等に適宜監視カメラを設置すること。外構部は死角なく見渡せるようにカメラを設置すること。
- ・ 通用口の運用や設備保守用などに必要なインターホン設備を設置すること。
- ・ 事務室でモニター監視及び記録を行うことが可能とすること。
- ・ 窓などの開口部を含めた施設全体について，適宜防犯設備を設けること。

n 自動火災報知設備

関係法令等に基づき設置し，中央監視室に受信機を設置すること。

o 構内配電線路・通信線路設備

電力，電話回線の引込み及び外灯，その他の必要な電気設備・配管配線を設けること。

p 音響・視聴覚設備

- ・ メインアリーナ及びサブアリーナにアリーナ音響設備を設置すること。
- ・ アリーナは，大会主催者等が持ち込んだ昇降式の大型映像装置を設置できるよう考慮すること。
- ・ 音響設備は，大規模な大会等，多数の利用者が見込まれる場合でも，明瞭度が損なわれない機器一式を設置すること。また，非常災害時の使用も考慮し，操作しやすいものとする。
- ・ 放送室において操作できるようにすること。また，大会主催者が持込機材を設置する場合を考慮し，十分な電気容量や配線ルートなどに配慮

すること。

- ・ 分割利用にも配慮すること。

q 中央監視設備

- ・ 施設内の各設備運転情報やエネルギーの管理ができる監視設備を設けること。
- ・ 中央監視室に監視装置を設置すること。
- ・ 設備の稼働状況や不具合について確認するため、インターネット等により、外部のパソコン等での警報監視を可能とすること。

イ 機械設備（空調換気排煙設備）

(7) 全般的事項

- ・ 省エネルギー、省資源を考慮した設備とすること。
- ・ 更新性、メンテナンスを考慮した計画とすること。
- ・ 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とすること。

(イ) 設備項目ごとの事項

a 熱源機器設備

空調用冷熱源、温熱源、給湯用熱源のシステム及び燃料の種別に関しては、選定事業者の提案によるものとする。

b 空調設備

- ・ 各室の用途に応じ、室内環境を考慮した空調システムを採用することとし、その方式は選定事業者の提案によるものとする。
- ・ アリーナは、大規模空間に適したものとし、各種競技や面分割利用に支障がないよう空調吹出口の位置などを考慮するとともに、観覧席においては快適な環境を提供できるようにすること。
- ・ 中央監視室及び事務室において、各諸室の集中管理（発停・温湿度管理・状態監視等）を行うことを基本とする。なお、個別に温度管理が必要と思われる諸室は、温度管理を各諸室で行える計画とすること。また、エントランスホール、廊下等は、適宜エリア区分し、エリア毎に管理できるようにすること。
- ・ 主たる空調機機械室は、屋内とする。

c 換気設備

- ・ シックハウスに配慮した換気設備を設け、空気環境の測定基準に則した除塵対策を行うこと。
- ・ 諸室の用途、換気の目的等に応じて適切な換気方式を選定すること。

d 排煙設備

- ・ 自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙設備を設けること。
- ・ 排煙口が高所に設置される場合は、操作性に留意して計画すること。

e 自動制御設備

- ・ 中央監視室において、各種設備機器の運転監視を可能とすること。
- ・ 各種設備機器の運転は、スケジュール設定が可能なものとする。
- ・ エネルギー管理システムBEMS等を導入すること。

ウ 機械設備（給排水衛生設備）

(7) 全般的事項

- ・ 省エネルギー、省資源を考慮した設備とすること。
- ・ 更新性、メンテナンスを考慮した計画とすること。
- ・ 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とすること。
- ・ 雨水等の再利用を積極的に計画すること。

(イ) 設備項目ごとの事項

a 給水設備

給水方式は、選定事業者の提案によるものとする。

b 排水設備

- ・ 敷地内からの排水は、公設ますから下水道本管へ接続すること。
- ・ 給水負荷変動に配慮した計画とすること。
- ・ 地下水を利用する場合は、近隣の地下水利用への影響や地盤沈下等に十分配慮すること。

c ガス設備

必要に応じて設置すること。

d 衛生器具設備

- ・ 清掃等維持管理に考慮して選定すること。
- ・ 原則として洋式便器とし、温水洗浄便座を設置すること。女子トイレには擬音装置等を考慮すること。
- ・ 多機能トイレのうち各階一箇所以上は、オストメイトのための設備及びおむつ交換や衣類の着脱時等に使用する折りたたみ式簡易ベッドを設置すること。
- ・ トイレの小便器は、自動洗浄とし、洗面器は自動水栓とすること。
- ・ トイレは、子どもの利用にも配慮して計画すること。

e 給湯設備

- ・ 必要諸室には、電気温水器又はガス給湯器にて給湯すること。
- ・ 施設内の各箇所の給湯量、利用頻度等を勘案し、使い勝手に応じた効率の良い方式を採用すること。
- ・ 各機器は、保守点検の容易さに優れ、省エネルギーの観点から潜熱回収型ガス給湯設備やヒートポンプ給湯設備等を採用すること。

f 消防設備

消防関係法令に準拠した適切な消防設備を設置すること。

g エレベーター設備

- ・ 中央監視室に運転監視盤，事務室にエレベーター用インターホンを設置すること。
- ・ エレベーターのかごは，車いす，視覚障害対応型とすることとし，停電時自動着床，火災管制運転，地震時管制運転の可能な制御方法とすること。
- ・ 車いす利用者の2名同時利用に配慮し，20人乗り以上とすること。
- ・ 一台以上は，ストレッチャー対応とすること。
- ・ 利用者の動線に配慮した配置計画とすること。
- ・ 利用者用エレベーターは，「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に適合するように整備すること。
- ・ エレベーターの押しボタンは，タッチレス方式とすること。

h AED設備

自動体外式除細動器（AED）については，一般財団法人日本救急医療財団の「AEDの適正配置に関するガイドライン」を踏まえて設置すること。

(5) 外構計画

ア 基本事項

上記「(1) 計画全般」を踏まえた計画とすること。

イ 駐車場・駐輪場

- ・ 一般利用者用として，次の台数を確保すること。
車両：平面駐車で100台程度（事業者(従業者)用駐車場を含む）
駐輪場及び自動二輪車駐車場：300台程度
- ・ 車いす使用者用駐車場は，「鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の目標となる基準に定められた台数以上を設けること。
- ・ 身体障がい者用駐車場及び駐輪場は，庇や屋根等により風雨を避けられる構造とすること。身体障がい者用駐車場からスポーツ・コンベンションセンターの入口まで雨に濡れずにアクセスできるとともに，動線にも十分配慮すること。
- ・ 一般利用者の駐車場からスポーツ・コンベンションセンターの入口までの動線についても，できるだけ風雨を避けられるよう配慮すること。
- ・ 興行利用時の臨時バスの運行を想定し，バスへの乗降場や乗客の待機場所を確保すること。
- ・ タクシーの乗降スペース及び待機スペースを適宜確保すること。
- ・ サイクルステーションとして対応できるような機能を設けること。

ウ 多目的広場

- ・ 気軽に運動やスポーツに親しむことができ，多様なイベントへの対応もで

きるようにすること。

- ・ ランニングやウォーキングを楽しめるコースの設置又はそのためのスペースの設置を検討すること。
- ・ 臨時駐車場としても利用できるようにすること。
- ・ 多目的広場は、ウォーターフロントパークと一体的な景観となり、連携した活用が可能となるよう配慮すること。
- ・ 日光・風雨を避けられるスペースを設けること。
- ・ 水はけに十分留意し、適切な雨水排水計画を行うこと。
- ・ 広場内に散水機能を適宜設けること。
- ・ 芝生の活用等緑化に配慮すること。

エ 車路、機器等搬入スペース

- ・ 施設利用者が安全に通行できるように車路を適切に計画すること。
- ・ サービス用車路を適切に設け、イベント機器等大型運搬車両が駐車可能な搬入スペースを施設運営上必要な範囲で確保すること。
- ・ 搬入スペースに面して、アリーナに大型機器等の搬入が可能となる開口や通路を設けること。
- ・ 車両と歩行者の動線を分離することを基本とし、歩行者の安全確保に十分な対策をとること。
- ・ 港湾の人流・物流、港湾利用者の車両への影響が最小限となる計画とすること。
- ・ VIP、プロスポーツチーム関係者、メディア関係者用の駐車スペースを、一般出入口とは別の出入口の近傍に適宜確保すること。
- ・ テレビ中継車及び電源車の駐車スペースを、ケーブルの敷設、機材の設置に問題がない場所に各1台以上確保すること。また、周辺環境に与える騒音等の制御に配慮すること。

オ 植栽計画

- ・ 積極的な緑化を図ること。
- ・ 在来種等、地域の気候や周辺の環境・景観に適した植栽計画とすること。
- ・ 樹種等については、メンテナンス性に配慮すること。
- ・ 緑化の形式や場所に関しては、選定事業者の提案によるものとするが、緑地には散水設備を設けること。

カ 雨水排水設備

建物周囲及び維持管理区域内の雨水を速やかに排水するよう排水設備を整備すること。

キ 外灯計画

- ・ 外灯を維持管理区域内で主要な動線の範囲及び駐車場・駐輪場に設置すること。
- ・ 自動点滅及び時間点滅が可能な方式とし、閉館後30分以上は残置点灯させること。

- ・ 景観に配慮したデザインとすること。

ク 舗装計画

- ・ 維持管理区域内の舗装は、車両通行による沈下・不陸及び段差等を生じない構造とすること。
- ・ 車両の通行及び歩行者の安全確保のために、必要な路面表示を設けるとともに、必要に応じて歩道を設置すること。
- ・ 透水性舗装等による雨水浸透機能に配慮すること。

ケ その他

- ・ ランニングやウォーキングを楽しめるコースの設置又はそのためのスペースの設置を検討すること。
- ・ 周辺環境や施設計画と調和した外構サインを計画すること。
- ・ エントランス付近の外部に、当日や今後の催しを掲示できるポスターボード（デジタル）を設置すること。
- ・ 懸垂幕装置を、視認しやすい場所を勘案して2か所程度設置すること。なお、サイズは選定事業者の提案によるものとする。
- ・ フラッグポール（国旗、県旗、施設用）を設置すること。
- ・ 郵便受けを適切な場所に設置すること。